



# ジャパンリンクセンターの概要

平成22年12月15日

(独)科学技術振興機構  
知識基盤情報部

ジャパンリンクセンターは、国内の各機関で電子的に所有している学術コンテンツ及び国内の研究者が海外で発表したコンテンツの所在情報を一元的に整備・管理し、それらの相互リンクおよび海外の主要な学術コンテンツとの相互リンクを実現し、それによる日本の学術情報の発信力強化を目的とする。

これにより、総合科学技術会議の提唱する「文献から研究データまでの学術情報全体を統合して検索・抽出が可能なシステム（「知識インフラ」）の展開」（平成22年6月16日総合科学技術会議基本政策専門調査会資料「科学技術基本政策策定の基本方針（案）」の一翼を担うものである。





## システムの概要

---

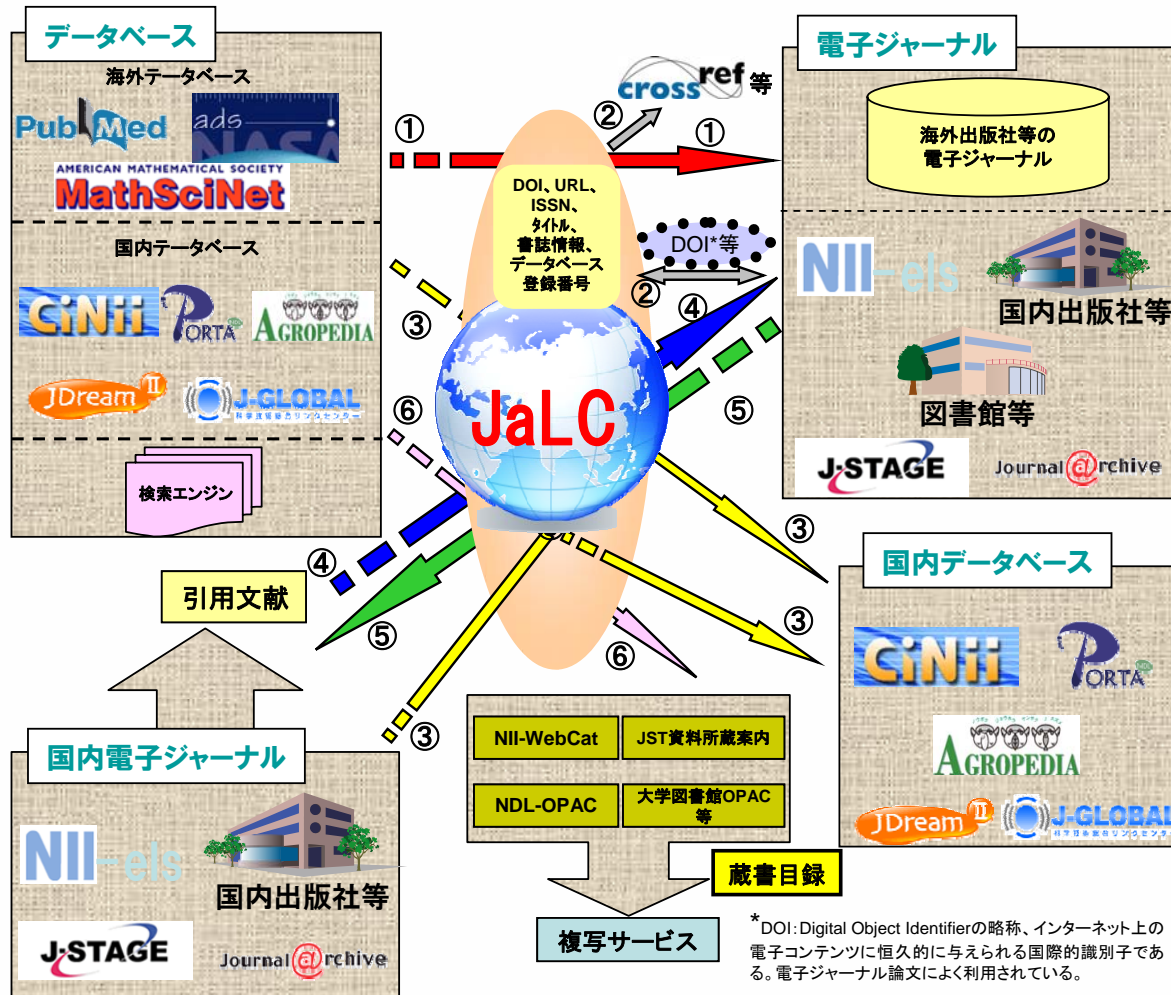
ジャパンリンクセンターは①～③の機能を備える。

- ① **デポジット機関が登録した論文の所在情報、書誌情報、引用情報に識別子を付与して管理する。書誌あるいは識別子による問い合わせに対し、原文へのリダイレクトあるいは引用、被引用情報の案内を行う。**
- ② **利用機関からの書誌事項の問い合わせに対し識別子を回答する（ルックアップ）。問い合わせに対する探索は、ジャパンリンクセンターが管理するオブジェクトの他、CrossRef等の連携機関を対象とする。**
- ③ **CrossRef、PubMed等の海外機関と連携し、コンテンツの海外での流通促進を図る。**



## ジャパンリンクセンターの機能

科学技術コンテンツの所在情報を一元的に整備、それらの相互リンクを実現

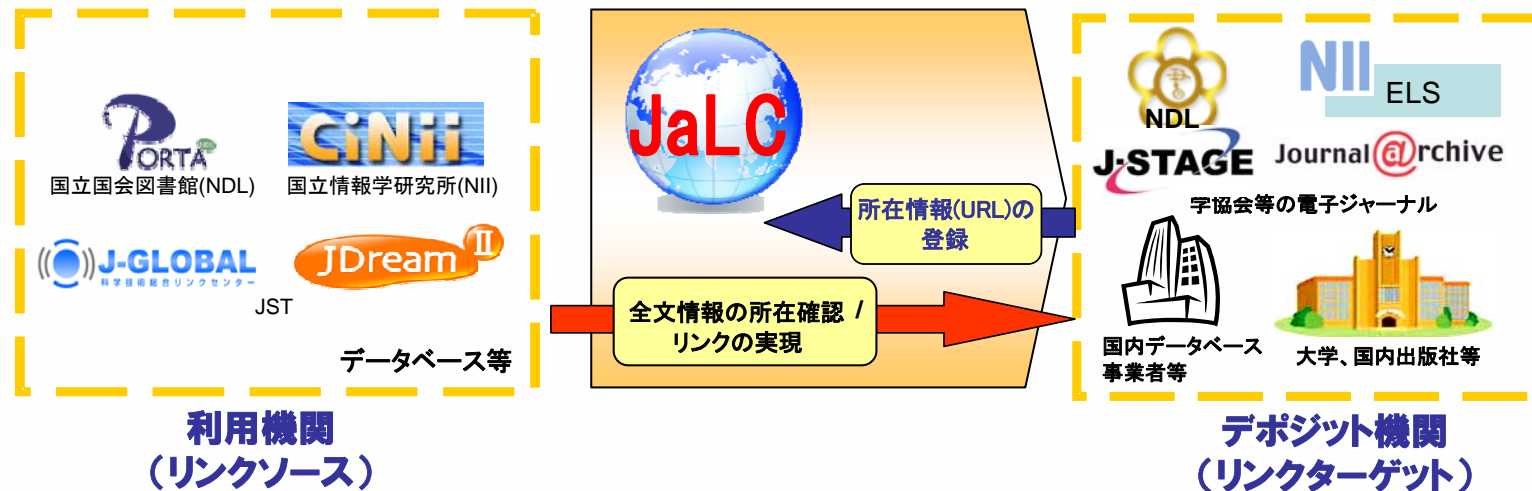


- ① 国内外のデータベース等の検索結果から、国内外電子ジャーナルサイトの論文の全文へのリンクの実現。
- ② 国内の電子ジャーナルに世界共通の恒久的な識別番号 (DOI) の付与の実現。
- ③ 国内データベース間、電子ジャーナルサイトからデータベースへのリンクの実現。
- ④ 国内電子ジャーナルサイトの論文について、その引用文献の全文へのリンク。
- ⑤ 国内電子ジャーナルサイトの論文について、他の論文に引用された際の引用元へのリンクの実現。
- ⑥ 国内データベースの検索結果から冊子の入手や複写サービスや貸借サービスへの案内の実現。

\* DOI: Digital Object Identifierの略称、インターネット上の電子コンテンツに恒久的に与えられる国際的識別子である。電子ジャーナル論文によく利用されている。

# 利用者

- **利用機関**：電子ジャーナルサイトやデータベース。ジャパンリンクセンターが管理する所在情報を自サービスで利用する機関。
- **デポジット機関**：自機関のもつコンテンツの所在情報（原文の実URL）をジャパンリンクセンターに登録（デポジット）する機関。





## 対象コンテンツ

---

- 学術論文(ジャーナル、予稿集、要旨集、紀要、報告書、学位論文)
- 特許(※)
- 書籍・論文に付随する図表などの情報

(※)特許は対象とする必要性があるが、デポジット方式の検討が必要である。したがって、現時点では特許に対応できるように、拡張性を備えた開発を行う。



## ジャパンリンクセンターの運営

---

ジャパンリンクセンターは科学技術振興機構のみならず、多数の機関の利用を想定し、より開かれたシステムとする。その運営は幹事機関を中心とした共同運営とする。

### (1) 運営体制

関係機関の参加するジャパンリンクセンター運営会議、幹事機関による幹事会を設置。

### (2) 費用負担

- システム(ハードウェア、ソフトウェア)に係わる構築費及び運営費はJSTが負担。
- CrossRef年会費についてはJSTが負担。外部機関へのデポジット費用はデポジットを行う機関が負担する。
- その他のセンター運営費は、幹事機関が協議して決定。



# 運営ポリシー

---

## (1) 中立性の維持

多様な機関・組織が参加することを想定し、参加する機関の間で利益の相反が起きないように、中立性を保つことが求められる。

- ジャパンリンクセンターは所在情報、書誌情報、引用情報のデポジット、識別子の付与と管理、コンテンツの原文案内、引用、被引用情報の案内、ルックアップに機能を限定し、左記以外の機能はリンクソース側の役割とする。
- 国内外のあらゆる機関が、公共の利益に反しない限り、リンクソースとして自由にジャパンリンクセンターを利用することができる。
- ジャパンリンクセンターに参加する機関の特定のサービスに配慮した開発、運用は行わない。

## (2) 低コスト運用への配慮

- メタデータの登録方法は、参加機関がジャパンリンクセンターにデータを登録する方法と、ジャパンリンクセンター側から参加機関へ収集をかける方法の2通りを用意し、どちらかを選択できるようにする。
- 国際識別子(DOI)のデポジット等、海外サイトとの連携を必須の参加要件とせず、日本国内における相互リンクの実施のみでも参加が可能になるようにする。
- ジャパンリンクセンターの機能を拡張する際に、それに伴う費用や作業の負担を義務としない。






# スケジュール

平成21年度より開発に着手。平成22～23年度第2四半期にかけて詳細設計、製造、テストを行い、平成23年度第2四半期には本番運用を開始する。

年 度	平成21年度		平成22年度				平成23年度				平成24年度
四半期	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1
要求定義 ～基本設計		→									
他機関連携				△推進検討 委員会		△推進検討 委員会					
開発 詳細設計 製造 テスト							→				
試行運用									→		
本番運用											→



## ジャパンリンクセンターをとりまく状況(1)

### ①第4期科学技術基本計画における議論

第4期科学技術基本計画の策定に向けた検討を行う総合科学技術会議基本政策専門調査会において「**文献から研究データまでの学術情報全体を統合して検索・抽出が可能なシステム(「知識インフラ」)の展開**」が提唱されている。

(平成22年6月16日総合科学技術会議基本政策専門調査会資料「科学技術基本政策策定の基本方針(案)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/seisaku/haihu09/siryo4.pdf>)


### ②デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会

デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に向けた検討を行う総務省、文部科学省、経済産業省の共同懇談会。平成22年6月28日に公表された同懇談会報告において「**出版物間で、字句、記事、目次、頁等の単位での相互参照を可能とし、関連情報、文献の検証や記録を容易にする。**」として、「**先行する学術分野においては、検索容易性、本文到達性をより向上させるために、記事(論文)単位でのID付与の仕組み(DOI: Digital Object Identifier や CrossRef)があり、こうしたコンテンツID基盤のもと、記事(論文)単位で独立したコンテンツ配信、複数の記事(論文)単位での相互参照(参考文献へのリンク)が一般化している。**」、「**学術分野で実現できている(中略)コンテンツ配信や相互参照を、一般の電子出版の分野においても実現するためには、マイクロコンテンツにコンテンツIDを付与する仕組みについて検討を行うことが必要である。**」としている。

(平成22年6月28日「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000075191.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000075191.pdf))





## ジャパンリンクセンターをとりまく状況(2)

### ③日本書籍検索制度提言協議会

平成21年11月4日、国立国会図書館所蔵資料のデジタル利用の仕組み等の提言を行うことを目的として、**社団法人日本文藝家協会、社団法人日本書籍出版協会**などの民間有志により、「**日本書籍検索制度提言協議会**」(座長・松田政行弁護士)が設立された。

長尾真国立国会図書館長は、「国民の共有財産である書籍の自由な検索と活用に道を開くものであり、歓迎する」との声明を発表するとともに、同協議会の相談役として参加することとしている。

(日本書籍検索制度提言協議会の設立について)

[http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2009/1188240\\_1393.html](http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2009/1188240_1393.html)

### ④電子出版制作・流通協議会

大日本印刷と凸版印刷は平成22年7月27日、電子書籍の制作・流通に関する検討を行う「**電子出版制作・流通協議会**」(AEBS)を設立した。同協議会では、**電子出版ビジネスの発展に必要な課題の整理と検証、配信インフラ基盤に関わる問題とその解決、市場形成における検証や電子出版振興に関わる提言等**、出版関連団体や権利者および行政機関との連携をはかることにより、電子出版の発展に貢献する活動を目指している。協議会では、(1)中間フォーマット、書誌データ、コンテンツIDなどの規格・仕様を検討する「**技術委員会**」、(2)電子書籍の流通システムについて検討する「**流通委員会**」、(3)著作権に関する問題を話し合う「**運営委員会**」、(4)電子書籍に関する啓蒙活動を展開する「**普及委員会**」、(5)電子書籍関連の広告のあり方について検討する委員会——などを設置する予定。

(電子出版制作・流通協議会)

<http://www.aebs.jp/>